

令和2年度

定期監査等結果報告書

高知市監査委員

目 次

定期監査結果報告書

第1 監査の対象	1
第2 監査の期間及び対象部局等	1
第3 監査の方法	2
第4 監査の結果	2
指摘事項の内訳	3
共 通 事 項	5
各課個別事項	7
議会事務局	
庶務課, 議事調査課	7
こども未来部	
子育て給付課	8
子ども育成課	8
母子保健課	9
保育幼稚園課	9
子ども家庭支援センター	9
商工観光部	
産業政策課	10
商工振興課	10
産業団地整備課	10
観光振興課	10
公営事業課	10
農林水産部	
農林水産課	11
鏡地域振興課	11
土佐山地域振興課	11
春野地域振興課	11
耕地課	11
市場課	11
都市建設部	
都市建設総務課	12
技術監理課	12
都市計画課	12
市街地整備課	12

建築指導課	12
住宅政策課	12
公共建築課	12
みどり課	13
道路管理課	13
道路整備課	14
河川水路課	14
会計管理者	
出納課	14
教育委員会事務局・教育機関	
教育政策課	15
学校教育課	15
教育環境支援課	15
生涯学習課	15
スポーツ振興課	15
人権・こども支援課	16
図書館・科学館課	16
民権・文化財課	16
教育研究所	16
少年補導センター	16
商業高等学校	16
旭小学校	17
旭東小学校	17
朝倉小学校	17
鴨田小学校	17
朝倉第二小学校	17
神田小学校	17
横内小学校	17
鏡小学校	17
朝倉中学校	18
旭中学校	18
鏡中学校	18
行川学園	18
高知特別支援学校	18
公平委員会事務局	19
選挙管理委員会事務局	19
農業委員会事務局	19
固定資産評価審査委員会事務局	19

定 期 監 查

3 重高監第 1 号

令和 3 年 4 月 9 日

様

高知市監査委員	細	川	哲	也
高知市監査委員	金	子		努
高知市監査委員	福	島		明
高知市監査委員	川	村	貞	夫

令和 2 年度定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による定期監査を実施し、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので提出します。

定期監査結果報告書

第1 監査の対象

令和2年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、高知市監査基準に準拠し、監査を実施した。ただし、補助金等交付事務については、主として前年度に係るものとし、その他の事務については、必要と認めたときは過年度に係るものについても遡及して監査を実施した。

また、「現金等の取扱い」及び「契約相手方の決定手続」については、当年度の重点項目とした。

第2 監査の期間及び対象部局等

以下の部局等を対象として、監査を実施した。

期区分	対象部局等		対象期間	監査実施期間
第1期	こども未来部	子育て給付課，子ども育成課，母子保健課， 保育幼稚園課，子ども家庭支援センター	令和2年4月1日～ 令和2年6月30日	令和2年9月1日～ 令和3年3月29日
	会計管理者	出納課		
	行政委員会	公平委員会事務局，選挙管理委員会事務局， 農業委員会事務局， 固定資産評価審査委員会事務局		
第2期	議会事務局	庶務課，議事調査課	令和2年4月1日～ 令和2年7月31日	令和2年10月16日～ 令和3年3月29日
	商工観光部	産業政策課，商工振興課，産業団地整備課， 観光振興課，公営事業課		
	都市建設部	都市建設総務課，技術監理課，都市計画課， 市街地整備課，建築指導課，住宅政策課， 公共建築課，みどり課，道路管理課， 道路整備課，河川水路課		
第3期	農林水産部	農林水産課，鏡地域振興課，土佐山地域振興課， 春野地域振興課，耕地課，市場課	令和2年4月1日～ 令和2年9月30日	令和2年12月1日～ 令和3年3月29日
	教育委員会事務局・ 教育機関	教育政策課，学校教育課，教育環境支援課， 生涯学習課，スポーツ振興課， 人権・こども支援課，図書館・科学館課， 民権・文化財課，教育研究所， 少年補導センター，商業高等学校， 旭小学校，旭東小学校，朝倉小学校，鴨田小学 校，朝倉第二小学校，神田小学校，横内小学校， 鏡小学校，朝倉中学校，旭中学校，鏡中学校， 行川学園，高知特別支援学校		

第3 監査の方法

当年度は、「令和2年度年間監査計画」及び「令和2年度定期監査実施計画」に基づき、監査の対象とした財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿ってなされているかどうかを基本とし、重点項目として選定した「現金等の取扱い」及び「契約相手方の決定手続」については、特に行政監査的視点も含めて実施した。

監査に当たっては、原則として部局単位で実施し、監査対象部局等から提出された事務事業の執行状況等の資料及び関係書類について、照合、通査その他必要と認める手続によって監査した。

また、監査対象部局長及び課長等から説明を受け、関係職員に対して質疑を行うとともに、必要に応じて現地に出向き監査を実施した。

なお、議会事務局の一部の事務の監査については、地方自治法第199条の2の規定により福島明監査委員及び川村貞夫監査委員を除斥した。

定期監査指摘基準

1 指摘事項

次の事項に該当し、改善等を要するもので、監査委員が、措置通知を求めることが必要であると認めるもの

- (1) 法令等（条例，規則，要綱，要領，基準等を含む。）に違反する事務手続で，市又はその他の者に損害を与え，又は与えるおそれのあるもの
- (2) 正確性，経済性，効率性，有効性等に欠如又は疑義があり，改善等を要する事務手続
- (3) 行財政運営，内部統制及びリスク管理の面で改善等を要する事務手続
- (4) 事務手続上の誤りであるが常態化しており，何らかの改善を要するもの
- (5) その他，監査委員が，指摘事項とすることが必要であると認めるもの

2 指導事項

指摘事項(1)から(4)までに掲げるもののうち，事務手続上の軽微な誤り等のほか，監査委員が，指導することが必要であると認めるもの

第4 監査の結果

監査した結果、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正に執行されているものの、後述のとおり一部に改善又は検討を要する事項が認められた。

これらについては、その内容を十分に検討し、速やかに必要な措置を講ずるなど、今後の適正な事務事業の執行に万全を期されたい。

また、監査の過程において、事務手続上の軽微な誤り等が見受けられたが、指導事項として、別途各部局長等に通知し、又は口頭で指導等を行っているので、留意されたい。

指摘事項の内訳

事務区分別

事務区分	件数	主な内容	掲載頁
決裁事務	2		
決裁	1	決裁を要する事務の執行を適正にしていないもの	7
決裁, 公印の使用	1	決裁及び公印使用に係る審査を要する事務の執行を適正にしていないもの	9
収入事務	1		
納期限	1	事務手続上の誤りが常態化しており改善を要するもの	15
支出事務	0		
契約事務	4		
予定価格	1	予定価格の算定を適切にしていないもの	13
随意契約	1	物品の購入を適正にしていないもの	8
特命随意契約, 契約書	1	契約事務を適正にしていないもの	8
特命随意契約	1	契約の競争性を確保すべきもの	9
補助金等交付事務	0		
人事に関する事務	0		
財産管理事務	5		
施設管理	2	都市公園使用料の算定が区々となっているもの	10, 13
行政財産目的外使用許可	1	行政財産の目的外使用許可等に関する事務手続を適正にしていないもの	16
	1	財産管理事務を適切にしていないもの	15
備品管理	1	備品の処分手続を適正にしていないもの	18
その他の事務	0		
総計	12		

対象部局等別

対象部局等		件数	決裁事務	収入事務	支出事務	契約事務	補助金等 交付事務	人事に関 する事務	財産管理 事務	その他の 事務
議会事務局	議会事務局	1	1							
部局等計		1	1	0	0	0	0	0	0	0
こども未来部	子育て給付課	0								
	子ども育成課	3				3				
	母子保健課	1	1							
	保育幼稚園課	0								
	子ども家庭支援センター	0								
部局等計		4	1	0	0	3	0	0	0	0
商工観光部	産業政策課	0								
	商工振興課	0								
	産業団地整備課	0								
	観光振興課	1							1	
	公営事業課	0								
部局等計		1	0	0	0	0	0	0	1	0
農林水産部	農林水産課	0								
	鏡地域振興課	0								
	土佐山地域振興課	0								
	春野地域振興課	0								
	耕地課	0								
	市場課	0								
部局等計		0	0	0	0	0	0	0	0	0
都市建設部	都市建設総務課	0								
	技術監理課	0								
	都市計画課	0								
	市街地整備課	0								
	建築指導課	0								
	住宅政策課	0								
	公共建築課	0								
	みどり課	2				1			1	
	道路管理課	0								
	道路整備課	0								
河川水路課	0									
部局等計		2	0	0	0	1	0	0	1	0
会計管理者	出納課	0								
部局等計		0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会 事務局・ 教育機関	教育政策課	1							1	
	学校教育課	0								
	教育環境支援課	0								
	生涯学習課	0								
	スポーツ振興課	2		1					1	
	人権・こども支援課	0								
	図書館・科学館課	0								
	民権・文化財課	0								
	教育研究所	0								
	少年補導センター	0								
	商業高等学校	0								
	旭小学校	0								
	旭東小学校	0								
	朝倉小学校	0								
	鴨田小学校	0								
	朝倉第二小学校	0								
	神田小学校	0								
	横内小学校	0								
	鏡小学校	0								
	朝倉中学校	0								
旭中学校	1							1		
鏡中学校	0									
行川学園	0									
高知特別支援学校	0									
部局等計		4	0	1	0	0	0	0	3	0
行政委員会	公平委員会事務局	0								
	選挙管理委員会事務局	0								
	農業委員会事務局	0								
	固定資産評価審査委員会事務局	0								
部局等計		0	0	0	0	0	0	0	0	0
総計		12	2	1	0	4	0	0	5	0

共通事項

1 総括的事項

当年度の定期監査においても、基本的な事務執行に適正を欠くものが見受けられたほか、連年の指摘にもかかわらず事務が見直されていない事例も見受けられた。

定期監査における指摘事項については、単に事務手続上の誤りを是正するだけでなく、その原因分析を行い、再発防止に向けた措置を速やかに講じることで、事務執行の適正化に取り組まれない。

2 重点項目

(1) 現金等の取扱いについて

現金等の取扱いについては、納入者の氏名を訂正した領収証書に無効の表示をしていないものなど領収証書の誤記等の場合の処置を適正にしていない事例が散見されたほかは、おおむね適正に執行されていた。

高知市会計規則に規定する現金等の取扱いは、単に現金出納事務の手順を示すだけでなく、現金の事故や紛失を防ぎ、不正から職員を守る抑止効果を持つものでもある。

現金等の取扱いについては、同規則等に定められた手続等に従い、引き続き適正に行われたい。

(2) 契約相手方の決定手続について

契約相手方の決定手続については、契約の競争性に関する指摘事項が2件あったほか、随意契約の根拠規定が起案紙に記載されていないものなど改善を要すべき事例が見受けられた。

契約相手方の決定については、地方自治法、高知市契約規則等に基づき適正に行われたい。

3 特記事項

(1) 給油伝票について

給油伝票について、給油量、受領サイン等の記載が適正に行われていない事例が多数見受けられた。

給油伝票の適正な取扱いについては、平成29年度の定期監査結果報告書の特記事項において指摘していたところであるが、平成29年度以後、給油伝票に記載誤りがあった課等の状況は、次表のとおりとなっており、改善されたとは認められない。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	当年度
記載誤りのあった課	6課	10課	8課	17課
記載誤りの件数	22件	110件	39件	136件

※ 監査対象課となるのは、2年に1回

給油伝票の取扱いについては、記載誤りの多かった事項を検証し、個々の記載事項の必要性を検討した上で、様式の見直しや記載例の作成など記載誤りを防止するための措置を講じるとともに、全庁的に周知を徹底するなどして、適正に行われたい。

(2) 教育委員会の使用許可書に記載すべき許可者等について

教育財産の目的外使用許可の権限については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第2号の規定に基づき教育委員会に属するものとされ、本市においては、さらに高知市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条の規定に基づき「教育長」に事務委任されている。

しかしながら、教育委員会において、教育財産の目的外使用許可について、その許可者及び公印が「教育委員会」となっている事例が多数見受けられた。

教育財産の目的外使用許可書に記載すべき許可者及び公印の取扱いについては、同規則等に基づき整理の上、適正に行われたい。

各課個別事項

議会事務局

庶務課，議事調査課

1 決裁を要する事務の執行を適正にしていないもの

市議会インターネット映像配信業務の委託に係る仕様書の一部変更について、決裁区分（1,000万円以上の予算執行決定）の適用を誤ったことから、副市長専決事項であるものを事務局長決裁としている事例が見受けられた。

決裁を要する事務については、職務を執行するに当たっての責任と権限である職務権限に基づいた決裁を受けるとともに、必要に応じて合議しなければならないとされている。

決裁を要する事務については、職務権限に基づき、適正に行われたい。

こども未来部 子育て給付課

指摘事項なし

子ども育成課

1 物品の購入を適正にしていないもの

物品の購入に当たり、短期間のうちに同一の物品を同一業者に追加発注し、それぞれ別契約として取り扱っている事例が見受けられた。

当該事例は、放課後児童クラブで使用する座卓の購入に当たり、必要な数量を十分に精査することなく当初の発注（5台）を行ったことから、6日後に当初の発注と同数の物品を追加発注（5台）し、すべて一括で納品（10台）されているにもかかわらず別契約として取り扱っているものであるが、結果的に、その合計金額は10万円以上となっているものである。

物品会計規則第11条及び第13条によれば、本庁内における物品購入予定額が1件10万円以上となる場合は、契約課において、競争見積り等により契約を締結することとされている。

物品の購入については、数量等の見込みを十分に検証するとともに、競争性を十分確保するなどして、適正に行われたい。

2 契約事務を適正にしていないもの

業務委託の特命随意契約に当たり、所定の契約手続を経ることなく作業依頼を行っている事例が見受けられた。

当該事例は、放課後児童クラブシステムの保護者負担金減免修正対応に関する業務委託について、新型コロナウイルス感染症対策として早急に対応する必要があったことから、見積りを徴した業者からの求めに応じ、契約締結前にシステム改修の打合せのため、作業依頼を書面にて行ったものである。

このような書面を契約締結前に作成することは、事前着手との誤解を与えかねないものである。契約事務については、契約規則等に定める契約手続に基づき、適正に行われたい。

3 契約の競争性を確保すべきもの

修繕の契約に当たり、契約の競争性を確保することなく、特命随意契約により契約を締結している事例が見受けられた。

当該事例は、令和2年3月上旬に学校の空き教室を利用した放課後児童クラブの新規開設を決定したことから、利用教室付近のトイレについて早急に洋式化の修繕（318,450円）が必要として、特定の1者へ発注しているものである。

しかしながら、新規開設を決定したのは3月上旬であったことから、4月の開設までには複数の者から見積りを徴する期間は十分にあったものである。

契約規則第31条によれば、少額の随意契約といえども、なるべく2人以上の者から見積書を徴し、最も有利な条件（価格）を提示した者を契約の相手方とするのが原則であるとされており、当該事例は、業者選定の検討が十分ではなかったと認められる。

修繕の契約については、特定の者と安易に特命随意契約により契約を締結することなく、他者の実施可能性を十分検証するなどして、競争性を確保されたい。

母子保健課

1 決裁及び公印使用に係る審査を要する事務の執行を適正にしていないもの

例文決裁簿について、専決権者である課長の決裁を受けず、また、公印使用に係る審査を受けることなく事務を執行している事例が見受けられた。

決裁を要する事務については、職務を執行するに当たっての責任と権限である職務権限に基づいた決裁を受けるとともに、必要に応じて合議しなければならない、また、公印を押印しようとする者は、管守者又は取扱責任者に押印を必要とする文書等を提示した上で、審査及び照合を受けなければならないとされている。

決裁及び公印使用に係る審査を要する事務については、職務権限及び公印規則に基づき、適正に行われたい。

保育幼稚園課

指摘事項なし

子ども家庭支援センター

指摘事項なし

商工観光部 産業政策課

指摘事項なし

商工振興課

指摘事項なし

産業団地整備課

指摘事項なし

観光振興課

1 都市公園使用料の算定が区々となっているもの

都市公園使用料の算定に当たり、観光振興課とみどり課で、消費税等の取扱いが区々となっている事例が見受けられた。

当該事例は、観光振興課では、桂浜公園内での写真撮影等に係る都市公園使用料の算定について「1月以上の土地の貸付け」に当たるとして消費税等相当額を加算していない一方で、みどり課では、同様の使用料の算定について「一時的に使用させる場合」に当たるとして消費税等相当額を加算しており、その取扱いが区々となっているものである。

当該使用料の算定については、公平性の観点から、両課で協議の上、都市公園条例等に基づき、適正に行われたい。

公営事業課

指摘事項なし

農林水産部
農林水産課

指摘事項なし

鏡地域振興課

指摘事項なし

土佐山地域振興課

指摘事項なし

春野地域振興課

指摘事項なし

耕地課

指摘事項なし

市場課

指摘事項なし

都市建設部

都市建設総務課

指摘事項なし

技術監理課

指摘事項なし

都市計画課

指摘事項なし

市街地整備課

指摘事項なし

建築指導課

指摘事項なし

住宅政策課

指摘事項なし

公共建築課

指摘事項なし

みどり課

1 予定価格の算定を適切にしていないもの

清掃業務委託契約に係る予定価格の算定に当たり、適用した積算基準が適切でない事例が見受けられた。

当該事例は、令和2年度アニマルランド管理棟及びアニマルギャラリー清掃業務委託契約の予定価格の算定において、年1回実施する管理棟の「床剥離洗浄」作業に、剥離洗浄後の「ワックス塗布3回」を含まないものとし、「床剥離洗浄」作業とは別に、2か月に1回実施する「床表面洗浄」のワックス塗布作業1回分を加算して積算しているものである。

しかしながら、積算の参考とした国土交通省制定「建築保全業務共通仕様書」によれば、「床剥離洗浄」の作業内容は、「ワックス塗布3回」を標準としている。したがって、当該事例のように「同共通仕様書」と異なる作業内容を指定する場合は、「同共通仕様書」の積算基準に定める「床表面洗浄」の歩掛や単価をそのまま適用することは適切とは認められない。

結果的に契約金額に影響はなかったものの、予定価格については、適切に設定していないことにより契約金額が著しく高額になる可能性があることを踏まえ、効率的な予算執行を推進する観点から、作業内容等を適切に反映した積算を行わなければならない。

予定価格の算定については、積算根拠を十分に精査し、適切に行われたい。

2 都市公園使用料の算定が区々となっているもの

都市公園使用料の算定に当たり、みどり課と観光振興課で、その取扱いが区々となっている事例が見受けられた。

当該事例は、都市公園内での写真撮影に係る都市公園使用料の徴収に当たって「業として写真撮影を行う行為」については、両課とも同じく使用料を算定しているものの、当該写真撮影に付随する「車両の乗入れ」については、みどり課では、都市公園条例第3条第1項第4号に規定する「競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。」に該当するとして車両の駐車面積に応じて使用料を算定している一方で、観光振興課では、同条例第3条第1項には該当しないとして使用料を算定しておらず、取扱いが区々となっているものである。

当該使用料の算定については、公平性の観点から、両課で協議の上、都市公園条例等に基づき、適正に行われたい。

道路管理課

指摘事項なし

道路整備課

指摘事項なし

河川水路課

指摘事項なし

会計管理者 出納課

指摘事項なし

教育委員会事務局・教育機関

教育政策課

1 財産管理事務を適切にしていないもの

所管施設の用地について、使用権原が不明確となっている事例が見受けられた。

当該事例は、旧鏡村との合併により引き継いだ鏡学校給食センターの用地について確認したところ、用地（約 540 m²）の大部分を占める県有地について、旧鏡村との合併前から無償にて使用していたものであるが、その使用権原を示す書類等が長期間不明となっているものである。

所管施設の用地の管理事務については、使用権原を明確にするとともに、法令等に基づき、適切に行われたい。

学校教育課

指摘事項なし

教育環境支援課

指摘事項なし

生涯学習課

指摘事項なし

スポーツ振興課

1 事務手続上の誤りが常態化しており改善を要するもの

行政財産の目的外使用許可に係る使用料の収入事務及び財産管理事務に当たり、事務手続上の誤りが常態化しており改善を要する事例が見受けられた。

当該事例は、前回（平成 30 年度）の定期監査において、「納期限を定めていないもの」、「使用料を前納していないにもかかわらず使用を認めているもの」が見受けられたため、指導事項としていたにもかかわらず、今回も同様の事例が見受けられており、改善されていないものである。

事務手続上の誤りが常態化しているものについては、速やかに改善されたい。

2 行政財産の目的外使用許可等に関する事務手続を適正にしていないもの

行政財産の用途及び目的外使用許可に当たり、適切な事務処理を行っていない事例が見受けられた。

行政財産の目的外使用許可等に関する事務手続については、財産条例等に基づき、適正に行われたい。

人権・こども支援課

指摘事項なし

図書館・科学館課

指摘事項なし

民権・文化財課

指摘事項なし

教育研究所

指摘事項なし

少年補導センター

指摘事項なし

商業高等学校

指摘事項なし

旭小学校

指摘事項なし

旭東小学校

指摘事項なし

朝倉小学校

指摘事項なし

鴨田小学校

指摘事項なし

朝倉第二小学校

指摘事項なし

神田小学校

指摘事項なし

横内小学校

指摘事項なし

鏡小学校

指摘事項なし

朝倉中学校

指摘事項なし

旭中学校

1 備品の処分手続を適正にしていないもの

備品の処分に当たり、手続を適正にしていない事例が見受けられた。

当該事例は、令和2年4月に拡大・縮小説明器（液晶プロジェクター）を廃棄処分するに当たり、物品会計規則に定める手続を経ることなく処分しているものである。

同規則第44条第2項によれば、物品管理者は、使用の必要がないもの又は使用することができないものがあるときは、物品返納書により決定し、会計管理者に返納しなければならないとされている。

備品の処分手続については、同規則に基づき、適正に行われたい。

鏡中学校

指摘事項なし

行川学園

指摘事項なし

高知特別支援学校

指摘事項なし

公平委員会事務局

指摘事項なし

選挙管理委員会事務局

指摘事項なし

農業委員会事務局

指摘事項なし

固定資産評価審査委員会事務局

指摘事項なし

